

県有財産即売物件募集要領

令和6年8月

香川県総務部財産経営課

目 次

	ページ
1 売却物件の概要	1
2 売却価格	1
3 購入することができない者	3
4 購入申込みの手続き等	5
5 契約予定相手方の決定	6
6 契約保証金の納付	6
7 契約の締結	6
8 売買代金の支払方法	6
9 所有権の移転・費用負担	6
10 契約条件	7
11 その他の注意事項	8
様式	
「県有財産購入申込書」(様式1)	9
「誓約書」(様式2)	11
「役員一覧」(様式3)	12
「県有財産売買契約書(例)」	13
物件調書	
物件番号1	18

購入される方は、次の事項をお読みの上、参加してください。

1 売却物件の概要

〔物件番号1〕

	所在	登記地目	現況	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
1	高松市国分寺町新名字上沖 307 番4	宅地	宅地	2,494.61	2,494.61
2	高松市国分寺町新名字上沖 307 番 15			16.81	16.81
3	高松市国分寺町新名字上沖 307 番 16			328.52	328.52
4	高松市国分寺町新名字上沖 307 番 25			5.40	5.40
5	高松市国分寺町新名字上沖 337 番1			975.98	975.98
6	高松市国分寺町新名字上沖 338 番1			1,766.71	1766.71
7	高松市国分寺町新名字上沖 338 番 15			0.37	0.37
8	高松市国分寺町新名字上沖 338 番 17			51.47	51.47
9	高松市国分寺町新名字上沖 348 番1			154.62	154.62
10	高松市国分寺町新名字上沖 348 番 10			132.22	132.22
合計				5,926.71	5,926.71

※ 売却物件のうち、一筆の土地のみを購入することや、2以上の者が別々に購入することはできません。

2 売却価格

97,790,715円

●注意事項

購入を希望される方は、ご希望物件が残っているかどうか、お申し込み前に電話にてご確認ください。

なお、電話等での予約は受け付けません。

先着順で申し込みを受付けますので、既に申込・売却済の場合は、ご容赦ください。

契約後、契約内容(①契約者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地、②契約者が個人の場合は氏名及び住所、③契約金額、④契約物件の所在地、地目、面積、⑤契約日等)については、公表や問い合わせへの回答を行います。

※香川県情報公開条例第7条第1号に該当する個人に関する情報は、公表しません。

●購入申込受付期間

令和6年8月5日(月)午前9時から令和7年2月28日(金)午後5時まで

●問い合わせ先

〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号 県庁舎本館10階

香川県総務部財産経営課 ファシリティマネジメント・財産グループ

TEL 087-832-3074

3 購入することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当する者

○地方自治法施行令抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○香川県が、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者

- 1 香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和59年香川県告示第456号)による指名停止期間中の者
- 2 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)による指名停止期間中の者
- 3 その他地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格停止期間中の者

- (2) 本件売却物件に関し、地方自治法第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた香川県職員である者
- (3) 香川県における「県有財産の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱第2条に該当する者

○「県有財産の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱第2条に該当する者

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- 2 代表一般役員等（申込者の代表役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるもの。
- 3 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの。
- 4 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの。
- 5 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
- 6 契約等の相手方が2から5までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの。
- 7 2から5までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（6に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったもの。
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員である者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、次に掲げる者は、除く。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

※ 購入資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

4 購入申込みの手続き等

先着順により申し込みを受け付けますので、ご希望物件が残っているかどうか、お申し込みになる前に電話にてご確認ください。

なお、県有財産購入申込書等の提出は、持参によるものとし、郵便等による送付又は電送による申込みや、電話等での予約は、受け付けません。

(1) 購入申込受付期間

令和6年8月5日(月)午前9時から令和7年2月28日(金)午後5時まで

注1 当該売却物件の購入申込みについては、予告なく終了することがあります。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の受付は行いません。なお、受付時間は、午前9時から午後5時までですので、ご了承ください。

(2) 申込先

高松市番町四丁目1番10号 県庁舎本館10階
香川県総務部財産経営課 ファシリティマネジメント・財産グループ
電話 087-832-3074（直通）

(3) 提出書類

県有財産購入申込書（様式1）に、次の書類を添えて、お申し込みください。

申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

① 個人の場合	ア 住民票 イ 誓約書（様式2） ウ 印鑑登録証明書
② 法人の場合	ア 登記事項証明書（現在事項） イ 誓約書（様式2） ウ 印鑑証明書 エ 役員一覧（様式3）

注 住民票、登記事項証明書（現在事項）及び印鑑（登録）証明書は、交付の日から1か月以内のものを添付してください。

(4) その他

- ① 県有財産購入申込書等の提出は、持参によるものとし、郵便等による送付又は電送による申込みは受け付けません。
- ② 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とします。
- ③ 提出書類は、一切返却しません。

5 契約予定相手方の決定

受付日付順位で1番に申し込まれた方を契約予定相手方の候補とします。

ただし、同一の日に複数の県有財産購入申込書を受け付けたときは、くじ引きで候補を決定します。

購入資格の確認を行った上、後日、通知を行い、契約予定相手方を決定します。

6 契約保証金の納付

契約予定相手方は、香川県から交付される納付書を用いて、上記5の通知を受けた日から5日以内（休日の日数は、算入しない）に売買代金の100分の10以上の金額を金融機関で納付してください。

入金確認後、県から契約書の案を送付します。

7 契約の締結

契約予定相手方は、天災その他やむを得ない理由があると県が認めた場合以外は、県から契約書の案の送付を受けた日から5日以内（休日の日数は、算入しない）に別紙様式の県有財産売買契約書により契約に応じる必要があります。

8 売買代金の支払方法

県の発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に残額を納入していただきます（売買契約締結の日から30日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納入期限となります。）。

- (1) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した遅延損害金を県に納入することになります。
- (2) 契約者が納入期限までに売買代金を納入しない場合において、県が納入することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は県に帰属します。
- (3) 契約保証金は、その受け入れ期間について、利子は付しません。

9 所有権の移転・費用負担

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現

況のまま引き渡します。

- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が買主の請求により所有権移転登記の嘱託を行います。
- (3) 売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担とします。

10 契約条件

契約書には、次の条件が付されますので、ご注意ください。

なお、詳細につきましては、別紙様式の県有財産売買契約書をご覧ください。

(1) 用途制限

- ① 契約者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- ② 契約者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。
- ③ 契約者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。
- ④ 契約者は、競馬法（昭和23年法律第158号）第6条及び第22条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用に供することはできません。
- ⑤ 契約者は、法令や公序良俗に反する業の用に供することはできません。
- ⑥ 契約者は上記①～⑤の用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 実地調査

上記（1）の履行状況を確認するため、県は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、契約者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ることはできません。

(3) 違約金

買受者は、上記（1）の条件に違反して契約を解除された場合は、売買代金の100分の30に相当する額を、上記（2）の条件その他契約書に定める義務

を履行しないため契約を解除されたときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として県に支払わなくてはなりません。

(4) 原状回復義務

契約者は、契約に定める義務を履行しないことにより契約を解除された場合には、売買物件を原状に回復して返還しなければなりません。

(5) 損害賠償

契約者は、契約に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなくてはなりません。

1.1 その他の注意事項

(1) 物件の引き渡しは現況のままで行います。したがって、工作物（フェンス等）

及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。必ず事前に現地を確認し、その状況を承知の上、購入申込みをしてください。契約後に隠れた瑕疵が発見された場合でも、県は責任を負いません。

(2) 建築物を建築するに当たっては、建築基準法等各種法令等の規制や開発負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関等に確認してください。

(3) 契約保証金は、その受入期間について、利子は付しません。

(4) 契約者の売買契約に関する予約完結権の譲渡はできません。

(5) 申込み結果や契約内容（物件の所在地、地目、面積、契約金額及び契約者が法人の場合はその名称又は商号等）を公表します。

(6) 申込み及び契約については、この説明書に記載しているもの以外は、地方自治法、同法施行令及び香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に基づいて行います。

(様式1)

※ 受付番号		※ 受付年月日	令和 年 月 日
-----------	--	------------	----------

県有財産購入申込書

令和 年 月 日

香川県知事 池田豊人 殿

申込者 住所
(所在地)
氏名
(法人名及び代表者名) 印
電話番号

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住所
氏名 印

下記のとおり県有財産の購入を申請します。

記

物件 番号	所在地	種類 構造		数量	備考
1	高松市国分寺町新名 字上沖 307 番 4 外 9 筆	土地	—	公簿面積 5,926.71㎡ [実測面積 5,926.71㎡]	樹木、 工作物 等を含 む。

県有財産購入申込書（様式 1）記入の注意事項

- 1 ※印の「受付番号」及び「受付年月日」欄は記入しないでください。
- 2 個人の場合は、住民票、誓約書（様式 2）、及び印鑑登録証明書を各 1 部添付してください。
- 3 法人の場合は、登記事項証明書（現在事項）、誓約書（様式 2）、印鑑証明書、及び役員一覧（様式 3）を各 1 部添付してください。
- 4 共有による申込みの場合は、共有者の持分比率を氏名欄に記載するとともに、共有者全員の上記 2、3 に掲げる書類を添付してください。
- 5 押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

香川県知事 池 田 豊 人 殿

申込者 住所
(所在地)
氏名
(法人名及び代表者名) 印

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住所
氏名 印

県有財産購入申し込みに当たって、下記のことを誓約します。

記

- 1 「県有財産即売物件募集要領」に記載されている購入することができない者に該当しないことを誓約します。
- 2 購入に際し、売却物件の状況、県有財産即売物件募集要領の内容等すべて承知の上申し込みますので、後日これらの事柄について香川県に対し、一切の異議、苦情を申し立てません。

注1 誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

- 2 共有名義とする場合は、申込者欄に共有名義者の住所及び氏名を記載し、印鑑登録している印を押印するとともに、代表者の氏名の前に、「代表者」と記載してください。

県有財産売買契約書（例）

売主 香川県（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産を売買物件とする売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

2 乙は、売買物件に工作物等が存在していることを承知して、現状有姿のまま、この物件を買い受けるものとする。

3 乙は、別に公表されている売買物件の物件調書の記載内容について、これを了解した上でこの物件を買い受けるものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金の額は、金 円とする。

2 契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 前1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金 円を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日（以下「納期限」という。）までに甲の指定する場所において支払うものとする。

2 乙は、やむを得ない事由により前項に定める納期限までに支払うことができないときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面及び支払予定日を記載した書面を甲に申請し、書面による承認を得なければならない。この場合において、乙は、支払予定日までに第5条に定める遅延損害金と合わせて前項に定める金額を支払うこと。

3 契約保証金は、乙が第1項に定める金額（第5条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）を支払ったときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（遅延損害金）

第5条 乙は、売買代金を納期限までに支払わないときは、納入期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、未払い金額に当該納期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿のまま甲から乙に引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）

第7条 乙は、前条第1項により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく、所有権移転の登記を囑託するものとする。

2 前項の登記に必要な登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当する場合甲に対し、売買代金の減額、若しくは損害賠償、追完の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、甲が知っていたにもかかわらず告げなかった事実についてはこの限りではない。

(1) この契約締結後に、売買物件に数量不足があることが判明した場合

(2) 契約締結後、理由の如何を問わず、売買物件に地盤の沈下、不等沈下、陥没、変形、吸い出し現象（埋立地内の土砂が吸い出しされる現象）等による地盤の変状が発生した場合

(3) 甲から説明されているか否かを問わず、売買物件に何らかの地中埋設物（自然物、人工物を問わない。）が存在し、これにより当該物件上に建築物を建て、工作物を設置し、あるいは物資を置くなどの土地利用をするに際し、通常予想されるより多くの費用を要することになった場合

(4) 契約締結後、売買物件である土地の土壌（又は建物等）から何らかの有害物質が発見された場合

(5) 契約締結後、売買物件である建物その他の施設の損傷等が確認された場合

2 乙は契約の内容に不適合があることを知ってから1年以内に甲に不適合の内容を通知しなければならない。

(用途制限)

第9条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所の用に供してはならない。

3 乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

4 乙は、売買物件を競馬法（昭和23年法律第158号）第6条及び第22条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用に供してはならない。

5 乙は、売買物件を法令や公序良俗に反する業の用に供してはならない。

6 乙は、前5項に規定する用途に供されることを知りながら、売買物件の第三者への所有権移転又は貸付をしてはならない。

(売買物件等の貸付)

第10条 乙は、売買物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務内容を借主に義務付けなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前2条に定める事項について必要と認めるときは、売買物件について現地に調査し、又は乙に対し必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は次の各号のいずれかに該当しているときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(1) 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しく

は営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 契約等の相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (6)（1）から（4）までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（（5）に該当する場合を除く。）に、甲が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (7) 代表一般役員等が団体規制法第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の役員又は構成員であるとき。

（違約金）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第9条及び第10条に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、売買代金の3割に相当する額
 - (2) 前号の場合を除き、この契約に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、売買代金の1割に相当する額（ただし、第3条第4項の規定により契約保証金が甲に帰属するものとなった場合は除く）
- 2 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（原状回復義務）

第14条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等請求権の放棄）

第16条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求できないものとする。

（返還金）

第17条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に

返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要する費用は返還しない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条の遅延損害金、第13条の違約金、第14条の減損額又は第15条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主（甲） 高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 池田豊人

買主（乙） （住所）

（氏名）

売買物件の表示

(土地の部)

所在	登記地目	現況	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
高松市国分寺町新名字上沖 307 番 4	宅地	宅地	2,494.61	2,494.61
高松市国分寺町新名字上沖 307 番 15	宅地	宅地	16.81	16.81
高松市国分寺町新名字上沖 307 番 16	宅地	宅地	328.52	328.52
高松市国分寺町新名字上沖 307 番 25	宅地	宅地	5.40	5.40
高松市国分寺町新名字上沖 337 番 1	宅地	宅地	975.98	975.98
高松市国分寺町新名字上沖 338 番 1	宅地	宅地	1,766.71	1,766.71
高松市国分寺町新名字上沖 338 番 15	宅地	宅地	0.37	0.37
高松市国分寺町新名字上沖 338 番 17	宅地	宅地	51.47	51.47
高松市国分寺町新名字上沖 348 番 1	宅地	宅地	154.62	154.62
高松市国分寺町新名字上沖 348 番 10	宅地	宅地	132.22	132.22
合計			5,926.71	5,926.71

(工作物の部)

種類	数量
フェンス、樹木等	一式

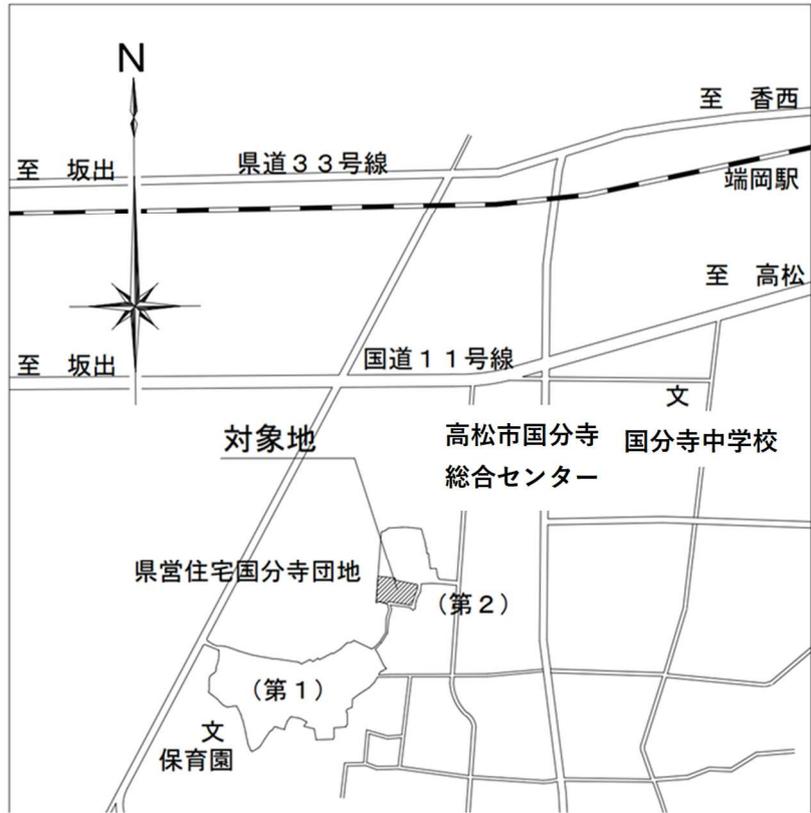
物 件 調 書

所在地	高松市国分寺町新名字上沖307番4 外9筆						
現況地目 及び面積	宅地				合計面積	工作物	一式
	5926.71㎡				5926.71㎡	立竹木	一式
登記事項	地番	307番4	307番15	307番16	307番25	337番1	338番1
	地目	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地
	数量	2494.61㎡	16.81㎡	328.52㎡	5.40㎡	975.98㎡	1766.71㎡
登記事項	地番	338番15	338番17	348番1	348番10		
	地目	宅地	宅地	宅地	宅地		
	数量	.37㎡	51.47㎡	154.62㎡	132.22㎡		
接面道路	方位	道路種別	幅員	方位	道路種別	幅員	
	東	市道	約5m				
	南	市道	約5m				
法令制限	建都市 建築 基準 画法	都市計画	都市計画区域内（都市計画区域）				
		用途地域	第1種中高層	指定建蔽率	60%	指定容積	200%
		地域・地区	なし				
	高度制限	なし	防火指定	指定なし（建築基準法22条区域）			
その他	本物件は高松市立地適正化計画において、全域が居住誘導区域に、北東側の一部が一般都市機能誘導区域に指定されている。						
私道の負担	無	負担内容					
供給処理 施設の状況	種別	供給 事業所名				負担金等	
	電気	可 四国電力送配電(株)高松					
	公共水道	可 香川県広域水道企業団					
	公共下水道	可 高松市下水道業務課					
	都市ガス	なし					
交通機関	鉄道等	JR予算線「端岡」駅まで約2.1km（道路距離）					
公共施設	高松市国分寺総合センター	高松市立国分寺南部小学校	高松市立国分寺中学校				
参考事項	<p>1 土地の状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> 本物件は、県営住宅敷地として利用されていたが、平成17年度に建物等（10棟）を撤去している。土壌汚染調査、地下埋蔵物調査、地盤調査は実施していないため、地中に従前建物の基礎、配管等が残存している可能性がある。 土地、工作物（定着物及び附属物を含む）、立竹木を現状有姿のまま、一体で売却する。 東、南側に接する高松市道との間の歩道は本物件に含む。 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者は図面等の閲覧が可能である。事前に財産経営課（087-832-3074）まで問い合わせること。 市道については、高松市都市整備局道路管理課まで問い合わせること。 開発許可については、高松市都市整備局建築指導課まで問い合わせること。 本敷地内に四国電力所有の電柱4本、NTT西日本所有の電柱2本が設置されており、敷地中央および北側上空を電線が通過している。所有権移転後の電柱等の取扱いについては、所有者と協議が必要である。 						

（注）本物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。

必ず入札参加者自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図

